

10. 農業共済制度、農業共済組合について

(6) 担い手の構造改革が進んだ結果、加入者数は減少すると考えられるが、その場合においても現在の制度が継続可能であるとの根拠となる共済収支計算を示して頂きたい。

併せて、担い手の構造改革が進んだ場合、当然、一担い手当たりの共済掛け金の負担が増加すると考えられるが、担い手のコスト低減の観点から、それをどのように考えるか、見解を伺いたい。

(答)

1 農業災害補償制度は、自然災害などにより収量等が減少した場合に収量等の減少による損失を補てんし、農業者の経営の安定を図るための制度である。収穫共済は米麦等の「収穫物等」を共済に付すため、農業共済の収入に影響を及ぼす主な要素は、加入者数ではなく加入面積である。

このことから、担い手の構造改革が進み加入者数が減少した場合でも、例えば農作物共済であれば担い手に農地が集約され、当該担い手がその農地で稻や麦を耕作すれば、加入者数の減少がそのまま共済掛金等の収入の減少に繋がることにはならず、制度の継続が困難になるとは考えていない。

2 一担い手当たりの共済掛け金の負担については、規模拡大により対象となる農地が拡大し補償される額も増えることとなるが、リスクに応じた負担となっているものであり、特段の問題はないと考えている。

3 なお、農業共済では、

- ① 規模が大きくなったとしても農業者等が支払う共済掛け金の約1／2を国が負担し、農家負担の軽減を図っていること
- ② 農業者個々の経営判断により、加入方式、単位当たり共済金額等の選択ができること
- ③ 被害実態に応じた掛け金率となる危険段階別共済掛け金率の導入を今後も推進し、きめ細かな制度運営を推進していくこと

等から、農業者等の理解は得られると考えている。

10. 農業共済制度、農業共済組合について

(7) 過去5年間の、作物別、地域別、経営規模別等の共済金の支払い（共済内容別）に関する詳細を、教示願いたい。併せて、農水省は、当然加入を見直し任意加入とした場合に、逆選択が起こる可能性のあるとしているが、これの詳細なデータから根拠を提示願いたい。

（回答）

- 1 過去5年間（平成15～19年）の、作物別、地域別の支払共済金の一覧表は別添資料のとおり。なお、経営規模別の支払共済金については、データを集計することとなっていない。
- 2 昨年のヒアリング（平成19年11月27日）において当省から逆選択が起こる可能性があると説明した事項は、当然加入制を任意加入とした場合の問題点ではなく、一定面積の耕地については当然加入としつつ、残りの耕地については任意加入とし、農業者の一部の耕地のみの加入を認める部分加入についての問題点である。
- 3 大規模農家は、複数の耕地を有しているが、その耕地は必ずしも一箇所に集中しているのではなく、実態としては分散している場合があり、各々の耕地において共済事故が発生する可能性は同一ではない。例えば、同一の者が平場と中山間に耕地を有している場合、一般的には中山間の耕地の方が共済事故が発生する可能性が高いと考えられる。このため、部分加入を認めた場合には、共済事故の発生しやすい耕地のみを共済に付すことが想定される。

（例：ある組合における水稻の共済掛金率は、組合内の地域によって、1.71%～1.99%と大きな差がある。）